

丹後大学駅伝
第80回関西学生対校駅伝競走大会
大会規則並びに注意事項

1. 競技全般について

- イ. 本大会は2018年度日本陸上競技連盟競技規則・駅伝競走基準及び本大会申し合わせ事項に基づいて行われる。
- ロ. 競技者が途中で医師あるいはそれに準ずる者に競技中止を命じられた者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- ハ. 競技者が途中で競技を続行することができない状態になった場合、又は競技を中止させられた場合は当該校のその区間の競技を無効とする。この場合、当該校の総合記録は認められないが、競技を中止した区間以前の区間記録は認め、以後の区間記録は参考記録とする。
- ニ. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前400mから、次走者がたすきをかけるのは中継後200mまでをおおよその目安とする。
- ホ. 競技者は競技中、主催者が用意したもの以外の飲食物を携行することも飲食することもできない。
- ヘ. 競技に関する伴走者は一切これを認めない。また、届出の無い応援等の為の自動車、自動二輪車、自転車等の使用も禁止する。移動は鉄道、バス等の公共交通機関を進んで利用すること。出場校の関係者がこれに反する行為を行った場合、当該校に対し今大会を失格とし来年度の本大会の出場権を剥奪とする等の処罰を与える。
- ト. 競技中に大会要項や、大会規則並びに注意事項に違反した為に生じた事故については、主催者側は一切責任を負わない。但し、上記以外の不慮の事故については応急処置のみ行う。
- チ. 競技者は、車両通行帯が設けられていない場合は、車道の左側を、設けられている場合は、最も左側の車両通行帯の左側を走行すること。また、交差点ではコーン誘導に従って走行すること。ただし、8区杉末交差点・白柏通北口交差点間においては右側の車両通行帯を走行するため、審判の誘導に従って走行すること
- リ. 第1区走者のスタート要領は次の通りとする。
出発の10分前、5分前、3分前、1分前、30秒前、20秒前、10秒前とアナウンスされる。スターターは、10秒前のアナウンスの後に「On your marks」と呼ぶ。競技者は「On your marks」の合図でスタートラインに並び、ピストルの合図でスタートする。(10分前にスタート地点付近に集合し、1分前に競技服装になり、代表者会議時の抽選結果に基づき、順にスタートラインに整列する。)
- ヌ. 緊急車両(救急車等)の通過・横断を最優先とする。審判員から制止を求められたら競技者は競技を一時中断し、緊急車両の通行を妨げないこと。また、ロスタイムは考慮しない。

2. 選手変更について

- イ. オーダー用紙提出後の選手変更並びに区間の変更は一切認めない。
- ロ. オーダー用紙提出後、競技者に急病その他重大な故障が生じた場合は、試合当日の11月17日(土)午前5時45分~6時45分の間、所定の用紙に記入し、診断書を添えてスタート地点(久美浜公園)の大会本部にて申し出ること。但し、この場合は競技者の区間変更は認めず、あらかじめ登録した補欠選手とその区間走者とを交代する場合のみ認める。また、急病で診断書が手に入らない場合は、後日、診断書を関西学連事務所まで送付すること。

3. 中継所について

- イ. 中継線より先方20m地点にもう一本線を引く。競技者は確実にこの間で手渡しにてたすきを繋がなければならない。
- ロ. 中継線手前でたすき渡しが行われないう、次走者は中継線から1m先方に引かれた線より先に立つこととする。
- ハ. たすきを繋ぎ終えた走者は、他の選手の妨害をしないよう直ちに走路の左側に出ること。付添いは走者が走り終えても走路内に入ってはならない。
- ニ. 2人以上の走者が接近して中継所に近付いてきた時は、審判の指示に従い、待機すること。

- ホ. 前走者が中継所に到着していなくても審判長、または中継所主任の判断により、次走者を繰上げ出発させる場合がある。なお、繰上げ出発は第3・第4・第5中継所では先頭走者の通過15分後、第6・第7中継所では先頭走者の通過10分後に行う。
- ヘ. レース中に走者が不慮の事故又は怪我の為に競技を中止した場合は、次の走区から次走者を出発させる。この場合の出発時間は、繰り上げを行わない第1・第2中継所では、審判長の判断により、欠場チームを除く最終走者通過後速やかに繰り上げ出発を行う。第3・第4・第5中継所では先頭走者の通過15分後、第6・第7中継所では先頭走者の通過10分後に出発させる。

4. 給水について

- イ. 給水所は第5区（小田公民館：8.4km付近）、第6区（荒山区公民館前：7.6km付近）、第7区（丹後警備センター前：6.7km付近）、第8区（橋立松並木入口：6.3km付近）に設置する。
- ロ. 給水所以外での給水は、原則として、競技役員が必要と判断した場合のみ行うことができる。この場合、競技役員以外が給水してはならない。

5. 距離表示等について

- イ. 各区とも「1km」「5km」「あと1km」を表示し、第5区、第6区、第7区は、それぞれ「10km」も表示する。第8区の「10km」表示はしない。
- ロ. 各中継所には遠くから見えるように中継所の表示をする。

6. 選手・付添い・監督の輸送について

- イ. 選手とその付添いは、各宿舎から各中継所まで、また各中継所からゴール地点の宮津市役所前まで、主催者が手配する選手輸送車で輸送する。
- ロ. 出場校の監督はスタート後、スタート地点の浜公園からゴール地点の宮津市役所前まで、主催者が用意する監督車で輸送する。監督車には必ず全校の監督〔責任者〕が乗車すること。

7. 招集について

- イ. 中継所で2度行う。
- ロ. 第1次招集ではユニフォームを持参すること。第1次招集にてナンバーカードを配付する（代理人可）。第2次招集では競技服装で本人が招集を受けること。
- ハ. 招集時刻は下記の通りとする。

	スタート地点	第1中継所	第2中継所	第3中継所	第4中継所	第5中継所	第6中継所	第7中継所
第1次招集	7:15	7:40	8:05	8:25	8:55	9:30	10:10	10:50
第2次招集	7:35	8:00	8:25	8:45	9:15	9:50	10:30	11:10
先頭通過予定	7:45	8:11	8:36	8:56	9:26	10:03	10:44	11:23

8. 大会車両について

- イ. 本大会で使用する車両は以下の49台のみとする。

総務車	1台	司令車	2台	技術総務車	2台
時計車	1台	広報車	2台	誘導車	1台
審判長車	1台	監察車	8台	監察バイク	1台
監察自転車	4台	救護車	2台	監督車	3台
役員車	1台	選手輸送車	9台	物品輸送車	2台
学生役員輸送車	1台	学連車	4台	撮影車	1台
特別輸送車	3台				

- ロ. 主催者が特に認めた、関西学連・京都陸協等の競技役員・大会役員用の車両の使用を認める。
- ハ. 各校が用意した車両及び学校関係者(OB・OG、保護者を含む)が用意した車両について、事前に主催者へ届出した車両の使用のみ認める。また、交通規制中の走路上の道路の使用は禁止とする。

- ニ. 届出のない車両、又は交通規制中の道路上の道路を走行する車両を確認した場合、当該校に対し今大会を失格とし来年度の本大会の出場権を剥奪とする等の処罰を与える。
9. 競技結果または競技実施に関する抗議・上訴について
- イ. 抗議および上訴は、フィニッシュ地点（宮津市役所）の大会本部にて申し出ること。
- ロ. 抗議は記録掲示板にて総合成績発表を行ってから30分後まで受け付ける。抗議は、競技者自身または代理人あるいは監督〔責任者〕から口頭によって審判長に行うものとする。競技結果が変更された場合の正式発表は記録掲示板にて行う。
- ハ. 上訴する場合は、次のいずれかの時点から30分以内とする。
- ・ 審判長の裁定により競技結果が変更された場合は、その結果が公式に発表されたとき。
 - ・ 結果が変更されなかった場合は、抗議者に対してその旨の告知が行われたとき。
- ニ. 上訴は、競技者自身または代理人あるいは監督〔責任者〕によって署名された文書で、預託金10,000円を添えて、 Jury に提起するものとする。この預託金は、上訴が受け入れられなかった場合は没収される。上訴内容は、Jury・総務・副総務・総務員・審判長・大会委員長・大会副委員長またはその一部によって協議し、Jury が裁定する。裁定の結果は総務員より上訴者に対して告知し、競技結果が変更された場合の正式発表は記録掲示板にて行う。
10. 外国人留学生選手の出場に関する規定について
- イ. 外国人留学生の起用人数を、チームエントリーでは2名まで、メンバーエントリーでは1名と制限する。
- ロ. 「外国人留学生」とは留学ビザで入国資格を取得している学生とする。ただし、日本に永住あるいは定住を認められている学生は対象外であり、この規定は適用されない。
11. 服装・ナンバーカード・たすきについて
- イ. 各チーム統一のランニング用シャツ（大学名・マークは統一とするが、袖の長さは競技者によって異なってもよい）とランニング用パンツを事前に本連盟に提出し、許可されたものを着用すること。
- ロ. 胸と背に主催者指定のナンバーカードを付けること。トレーニングシャツなどを着用の場合も同様とする。
- ハ. たすきは前日のメンバーエントリーの際に提出し、検定を受けたうえで許可されたものを使用すること。
- ニ. 競技者は、たすきを肩から斜め脇下にかけて走行しなければならない。
12. その他
- イ. 学校受付にてプログラム、その他必要品を配付する。
- ロ. 監督代表者会議で競技上重要な注意等をするので各校監督及び代表者は必ず出席すること。
- ハ. 大会当日に大会要項や大会規則並びに注意事項に違反した走者は、審判長の判断で直ちにその場で競技中止を命じ、当該校は失格とする。
- ニ. 参加校は主催者側に依頼された学生審判、補助員を派遣しなければならない。
- ホ. 選手及び応援者は周辺の住民等に迷惑のかからないよう十分に注意すること。
- ヘ. スタート地点・各中継所・ゴール地点での応援は、各審判主任の指示に従い、所定の場所で応援すること。
- ト. 大会中に出たごみは各自が責任を持って持ち帰り、スタート地点・各中継所・ゴール地点や走路沿道の環境美化に務めること。